

平成 24 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等  
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

## 目 次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 虐待の発生要因	3
(5) 過去の指導等	3
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	4
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	6
(2) 虐待の内容	6
(3) 被虐待高齢者の状況	7
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	9
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	9
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	11
(2) 相談・通報者	11
(3) 事実確認の状況	11
(4) 事実確認調査の結果	12
(5) 虐待の発生要因	12
(6) 虐待の内容	13
(7) 被虐待高齢者の状況	15
(8) 虐待への対応策	17
(9) 虐待等による死亡事例	18
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	20
4. クロス集計等分析結果表等	22

## 調査の概要

### 【調査目的】

平成 24 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【調査方法】

全国 1,742 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、平成 24 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 23 年度に相談・通報があり、平成 24 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待の種別・類型
  - (4) 被虐待高齢者の状況
  - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

また、次の項目を新たに追加するとともに、調査項目間の関連を分析した。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待  
虐待対応実施日、虐待の発生要因、過去の指導等、認知症高齢者の日常生活自立度、虐待に該当する身体拘束の有無、虐待の具体的内容、虐待の程度の深刻度、被虐待高齢者の死亡の有無、従事者の性別
2. 養護者による高齢者虐待  
虐待対応実施日、虐待の発生要因、虐待の具体的内容、虐待の程度の深刻度、虐待者の年齢

### 【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### 【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

# 調査結果

## 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

### 1-1 市町村における対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数 (表 1)

平成 24 年度、全国の 1,742 市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、736 件であった。平成 23 年度は 687 件であり、49 件（7.1%）増加した。

表 1 相談・通報件数

	24 年度	23 年度	増減 (%)
件数	736	687	49(7.1%)

#### (2) 相談・通報者の内訳 (表 2)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 862 人に対して、「当該施設職員」が 29.9%と最も多く、次いで「家族・親族」が 20.5%であり、「当該施設元職員」が 11.9%であった。なお、「本人による届出」は 2.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 736 件と一致しない。

表 2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	18	177	258	103	19	29	5	38	7	140	68	862
構成割合 (%)	2.1	20.5	29.9	11.9	2.2	3.4	0.6	4.4	0.8	16.2	7.9	100.0

#### (3) 事実確認の状況 (表 3、表 4、表 5)

平成 24 年度において「事実確認を行った事例」は 682 件、「事実確認を行わなかった事例」は 85 件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が 150 件、虐待の「事実が認められなかった事例」が 285 件、虐待の「判断に至らなかった事例」が 247 件であった。

一方、事実確認を行わなかった 85 件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 14 件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が 25 件、「都道府県に調査を依頼」が 3 件、「その他」が 43 件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成 23 年度に相談・通報があったもののうち、平成 24 年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成 24 年度の相談・通報件数 736 件と一致しない。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった542件では5日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった85件では10日であった。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認を行った事例				事実確認を行わなかった事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	682	150	285	247	85	14	25	3	43
構成割合(%)	88.9	19.6	37.2	32.2	11.1	1.8	3.3	0.4	5.6

表4 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	136	57	21	84	77	43	33	91	542

中央値5日

表5 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	15	6	1	13	12	5	8	25	85

中央値10日

(4) 虐待の発生要因(表6)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」であった。

表6 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	78	55.3
倫理感や理念の欠如	16	11.3
職員のストレスや感情コントロールの問題	42	29.8
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	14	9.9
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	14	9.9
虐待を行った職員の性格や資質の問題	40	28.4

(注) 回答のあった141件の事例を集計。

(5) 過去の指導等(表7)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ1/4が過去に何らかの指導等を受けていた。多くはサービス提供に係る指導であったが、過去にも虐待事例が発生していたケースが3件あった。

表7 当該施設等への過去の指導等  
※有無

	件数	割合(%)
なし	115	74.2
あり	39	25.2
不明	1	0.6
合計	155	100.0

※当該施設等への過去の指導等  
「あり」の内訳(複数回答)

	件数	割合(%)
虐待歴あり	3	7.7
苦情対応あり	10	25.6
事故報告あり	4	10.3
指導あり	25	64.1
その他	4	10.3

(注) 当該施設等への過去の指導等「あり」  
39件に対するもの。

#### (6) 都道府県への報告(表8)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例682件のうち、159件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が150件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が9件であった。

表8 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	159件
虐待の事実が認められた	150件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	9件

### 1-2 都道府県における対応状況等

#### (1) 市町村から都道府県へ報告があった事例(表9)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例9件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が2件、「虐待ではないと判断した事例」が1件、「虐待の判断に至らなかった事例」が5件、「後日調査予定、又は調査の要否を検討中」が1件であった。

表9 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	9件
虐待の事実が認められた事例	2件
虐待ではないと判断した事例	1件
虐待の判断に至らなかった事例	5件
後日調査予定、又は調査の要否を検討中の事例	1件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 10)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 24 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 12 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 9 件であった。

表 10 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	24 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	3 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	12 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	9 件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 11、表 12)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では 150 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では 2 件、都道府県が直接把握した事例では 3 件であり、これらを合わせた総数は、155 件であった。これを都道府県別にみると表 12 のとおりである。

表 11 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
24 年度件数	150	2	3	155
23 年度件数	144	4	3	151

表 12 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数

件数		件数		件数		件数	
北海道	5	東京都	18	滋賀県	0	香川県	2
青森県	0	神奈川県	12	京都府	1	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	2	大阪府	7	高知県	2
宮城県	1	富山県	0	兵庫県	14	福岡県	6
秋田県	0	石川県	8	奈良県	1	佐賀県	1
山形県	2	福井県	3	和歌山県	2	長崎県	2
福島県	4	山梨県	1	鳥取県	1	熊本県	4
茨城県	3	長野県	4	島根県	1	大分県	0
栃木県	1	岐阜県	2	岡山県	2	宮崎県	4
群馬県	4	静岡県	4	広島県	7	鹿児島県	2
埼玉県	6	愛知県	4	山口県	0	沖縄県	0
千葉県	6	三重県	3	徳島県	0	合計	155

### 1-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 155 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

#### (1) 施設・事業所の種別 (表 13)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 29.7%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 26.5%、「介護老人保健施設」が 9.0%の順であった。

表 13 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援等	その他	合計
件数	46	14	2	41	11	2	0	2	7	3	8	10	2	7	155
構成割合(%)	29.7	9.0	1.3	26.5	7.1	1.3	0.0	1.3	4.5	1.9	5.2	6.5	1.3	4.5	100.0

#### (2) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 147 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、147 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 263 人であった。

##### ア. 虐待の種別 (表 14)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 56.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 43.7%、「介護等放棄」が 12.2%であった。

※ 1 人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数と一致しない。

表 14 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	149	32	115	19	15
構成割合(%)	56.7	12.2	43.7	7.2	5.7

(注) 構成割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 147 件における被虐待者の総数 263 人に対するもの。

##### イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表 15)

「身体拘束あり」が 18.3%、「身体拘束なし」が 81.7%であった。

表 15 虐待に該当する身体拘束の有無

	身体拘束あり	身体拘束なし	合計
人数	48	215	263
構成割合(%)	18.3	81.7	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 147 件の事例を集計。

ウ. 虐待の主な具体的内容 (表 16)

表 16 虐待の主な具体的内容

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為
	本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
	「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
	高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
	必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
	高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度
	侮辱的な発言、態度
	高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
	高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
性的虐待	羞恥心の喚起
	高齢者にわいせつな行為をすること
	高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭を借りる
	着服・窃盗
	不正使用

エ. 虐待の程度の深刻度 (表 17)

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が63.5%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は5.3%であった。

表 17 虐待の程度の深刻度

	1-生命・ 身体・生 活への影 響や本人 意思の無 視等	2	3-生命・ 身体・生 活に著し い影響	4	5-生命・ 身体・生 活に関す る重大な 危険	合計
人数	167	36	36	10	14	263
構成割合(%)	63.5	13.7	13.7	3.8	5.3	100.0

(注)被虐待高齢者が特定できなかった8件を除く147件の事例を集計。

オ. 被虐待高齢者の死亡の有無

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度について、被虐待高齢者が特定できなかった8件を除く147件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、147件の事例に対し被虐待高齢者の総数は263人であった。

ア. 性別 (表 18)

「男性」が28.1%、「女性」が71.1%と、全体の7割強が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	74	187	2	263
構成割合(%)	28.1	71.1	0.8	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった8件を除く147件の事例を集計。

イ. 年齢 (表 19)

「85～89歳」が25.9%と最も多く、次いで「80～84歳」が23.6%、「90～94歳」が18.3%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不明	合計
人数	8	8	13	27	62	68	48	19	2	8	263
構成割合(%)	3.0	3.0	4.9	10.3	23.6	25.9	18.3	7.2	0.8	3.0	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった8件を除く147件の事例を集計。

「65歳未満障害者」は、平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、高齢者虐待防止法の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 20、表 21)

「要介護4」が32.7%と最も多く、次いで「要介護3」が24.0%、「要介護5」が21.3%であり、合わせて「要介護3以上」が78.0%と8割弱を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は74.1%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
自立	0	0.0
要支援1	2	0.8
要支援2	1	0.4
要介護1	20	7.6
要介護2	27	10.3
要介護3	63	24.0
要介護4	86	32.7
要介護5	56	21.3
不明	8	3.0
合計	263	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった8件を除く147件の事例を集計。

表 21 認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	12	4.6
自立度Ⅰ	17	6.5
自立度Ⅱ	35	13.3
自立度Ⅲ	78	29.7
自立度Ⅳ	28	10.6
自立度Ⅴ	5	1.9
認知症はあるが自立度不明	49	18.6
自立度Ⅱ以上(再掲)	(195)	(74.1)
認知症の有無が不明	39	14.8
合計	263	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、「虐待者」という。）の年齢、職種及び性別について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の14件を除く141件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、141件の事例に対し虐待者の総数は221人であった。

ア. 年齢（表22）

「30歳未満」が20.4%と最も多く、「30～39歳」が19.5%であり、これらを合わせると39.9%で、「40歳未満」が約4割を占めた。

表22 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	45	43	41	27	20	45	221
構成割合(%)	20.4	19.5	18.6	12.2	9.0	20.4	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった14件を除く141件の事例を集計。

イ. 職種（表23）

「介護職員」が79.6%、「看護職」が7.2%、「施設長」が4.1%などであった。

表23 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	176	16	4	9	6	8	2	221
構成割合(%)	79.6	7.2	1.8	4.1	2.7	3.6	0.9	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった14件を除く141件の事例を集計。

ウ. 性別（表24）

「女性」が57.9%、「男性」が40.3%であった。

表22 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	89	128	4	221
構成割合(%)	40.3	57.9	1.8	100.0

※虐待者の性別(不明を除く)

	男性	女性	合計
人数	89	128	217
構成割合(%)	41.0	59.0	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった14件を除く141件の事例を集計。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表25、表26、表27）

市町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例160件（23年度に虐待と認定して24年度に対応した5件を含む）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が134件、「改善計画提出依頼」が123件、「従事者への注意・指導」78件であった。

表25 市町村による指導等(複数回答)

市町村又は都道府県による指導等(複数回答)	施設等に対する指導	134件
	改善計画提出依頼	123件
	従事者への注意・指導	78件

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が78件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が16件、「改善勧告に従わない場合の公表」が1件、「指定の停止」が4件、「指定の取消」が1件であった。

※複数の権限等を行使した場合には、その行使した権限等の全ての件数に計上している。

表 26 介護保険法等の規定による権限の行使(複数回答)

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	78 件
	改善勧告	16 件
	改善勧告に従わない場合の公表	1 件
	改善命令	0 件
	指定の停止	4 件
	指定取消	1 件

当該施設における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が123件、「勧告等への対応」が16件であった。

表 27 当該施設等における改善措置(複数回答)

当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等から改善計画の提出	123 件
	勧告等への対応	16 件
	その他	17 件

(注) 「施設等から改善計画の提出」の件数には、市町村による改善計画提出依頼を受けての改善(118件)以外に、報告徴収等に対する改善(5件)も含まれる。

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数 (表 28)

平成 24 年度、全国の 1,742 市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、23,843 件であった。平成 23 年度は、25,636 件であり、1,793 件（7.0%）減少した。

表 28 相談・通報件数

	24 年度	23 年度	増減 (%)
件数	23,843	25,636	△1,793 (△7.0%)

### (2) 相談・通報者 (表 29)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 26,562 人に対して、「介護支援専門員」が 32.0%と最も多く、次いで「家族・親族」が 11.9%、「警察」が 10.6%、「被虐待高齢者本人」が 9.8%、「当該市町村行政職員」が 6.7%、「介護保険事業所職員」が 6.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 23,843 件と一致しない。

表 29 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	8,507	1,583	1,308	1,354	1,459	2,610	3,158	486	1,776	2,812	1,427	82	26,562
構成割合(%)	32.0	6.0	4.9	5.1	5.5	9.8	11.9	1.8	6.7	10.6	5.4	0.3	100.0

### (3) 事実確認の状況 (表 30、表 31、表 32)

「事実確認調査を行った」が 97.3%、「事実確認調査を行っていない」が 2.7%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 0.8%であり、「訪問調査を行った事例」が 65.4%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 31.1%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1.6%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 1.1%である。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 10,160 件では 0 日（即日）であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 5,076 件では 1 日（翌日）であった。

※ 事実確認の実施状況には、平成 23 年度に相談・通報があったもののうち、平成 24 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 24 年度の相談・通報件数 23,843 件と一致しない。



表 34 虐待の発生要因（複数回答）

要因	件数	割合(%)
虐待者の障害・疾病	1,152	23.0
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,140	22.7
家庭における経済的困窮(経済的問題)	826	16.5
家庭における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	632	12.6
被虐待高齢者の認知症の症状	518	10.3
虐待者の知識や情報の不足	496	9.9
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	350	7.0
虐待者の精神状態が安定していない	166	3.3
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	133	2.7
家庭におけるその他の要因	129	2.6
虐待者の飲酒の影響	119	2.4
虐待者側のその他の要因	114	2.3
被虐待高齢者本人の性格や人格(に基づく言動)	112	2.2
虐待者の介護力の低下や不足	102	2.0
被虐待高齢者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	100	2.0
被虐待高齢者のその他の身体的自立度の低さ	89	1.8
被虐待高齢者側のその他の要因	65	1.3
虐待者の理解力の不足や低下	46	0.9
家庭における(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	26	0.5
虐待者のギャンブル依存	18	0.4
家庭における経済的利害関係(財産、相続)	16	0.3
被虐待高齢者への排せ介助の困難さ	15	0.3
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	8	0.2
被虐待高齢者が外部サービスの利用に抵抗感がある	4	0.1
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	2	0.0

(注) 回答のあった 5,011 件の事例を集計。

以下、虐待判断事例件数 15,202 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,202 件に対し、被虐待高齢者の総数は 15,627 人であった。

## (6) 虐待の内容

### ア. 虐待の種別 (表 35)

「身体的虐待」が 65.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 40.4%、「経済的虐待」が 23.5%、「介護等放棄」が 23.4%、「性的虐待」が 0.5%であった。

※ 1 人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 15,627 人と一致しない。

表 35 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	10,150	3,663	6,319	81	3,672
構成割合(%)	65.0	23.4	40.4	0.5	23.5

(注) 構成割合は、被虐待高齢者の総数に対するもの。

イ. 虐待の主な具体的内容 (表 36)

表 36 虐待の主な具体的内容

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
	威嚇
介護等放棄	希望・必要とする介護・医療サービスの制限
	生活援助全般を行わない
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる 介護者が不在の場合がある
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・訴えの否定や拒否
	嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
	不必要な性器への接触
	排泄の失敗等に対し懲罰的に下半身を裸にして放置
経済的虐待	年金・預貯金・不動産収入等の取り上げ
	必要な費用の不払い
	日常的な金銭を渡さない・使わせない
	預貯金・カード等の不当な使い込み・支払強要
	不動産・有価証券などの無断売却

ウ. 虐待の程度の深刻度 (表 37)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が35.3%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が30.9%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は9.9%を占めた。

表 37 虐待の程度の深刻度

	1-生命・ 身体・生 活への影 響や本人 意思の無 視等	2	3-生命・ 身体・生 活に著し い影響	4	5-生命・ 身体・生 活に関す る重大な 危険	合計
人数	4,822	2,677	5,515	1,062	1,551	15,627
構成割合(%)	30.9	17.1	35.3	6.8	9.9	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢 (表 38、表 39)

性別では「女性」が 77.6%、「男性」が 22.4%と、「女性」が全体の 8 割弱を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.6%と最も多かった。

表 38 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	3,499	12,127	1	15,627
構成割合(%)	22.4	77.6	0.0	100.0

表 39 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以 上	不明	合計
人数	1,503	2,449	3,386	3,841	2,767	1,655	26	15,627
構成割合(%)	9.6	15.7	21.7	24.6	17.7	10.6	0.2	100.0

イ. 要介護認定者数 (表 40)

被虐待高齢者 15,627 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 68.0% (10,624 人) と、7 割弱が要介護認定者であった。

表 40 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	4,003	25.6
申請中	489	3.1
認定済み	10,624	68.0
認定非該当(自立)	479	3.1
不明	32	0.2
合計	15,627	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 41、表 42)

要介護認定者 10,624 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 21.5%と最も多く、次いで「要介護 1」が 21.2%、「要介護 3」が 18.9%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 69.6%であり、被虐待高齢者全体 (15,627 人) の 47.3%を占めた。

表 41 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	718	6.8
要支援 2	989	9.3
要介護 1	2,250	21.2
要介護 2	2,280	21.5
要介護 3	2,006	18.9
要介護 4	1,453	13.7
要介護 5	918	8.6
不明	10	0.1
合計	10,624	100.0

表 42 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,226	11.5
自立度 I	1,848	17.4
自立度 II	3,454	32.5
自立度 III	2,607	24.5
自立度 IV	837	7.9
自立度 M	217	2.0
認知症はあるが自立度不明	278	2.6
自立度 II 以上(再掲)	(7,393)	(69.6)
認知症の有無が不明	157	1.5
合計	10,624	100.0

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度 II 以上」のほか、「自立度 I」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 43)

「虐待者とのみ同居」が 49.6%、「虐待者及び他家族と同居」が 36.9%と、86.5%が虐待者と同居であった。

表 43 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	7,746	5,759	1,952	152	18	15,627
構成割合 (%)	49.6	36.9	12.5	1.0	0.1	100.0

オ. 家族形態 (表 44)

「未婚の子と同居」が 31.3%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」19.3%、「子夫婦と同居」18.0%の順であった。

表 44 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,228	3,022	4,889	1,632	2,818	1,839	199	15,627
構成割合 (%)	7.9	19.3	31.3	10.4	18.0	11.8	1.3	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

カ. 虐待者との関係 (表 45)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 41.6%と最も多く、次いで「夫」が 18.3%、「娘」が 16.1%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,202 件に対し虐待者人数は 16,989 人であった。

表 45 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,114	853	7,071	2,732	1,002	327	365	812	700	13	16,989
構成割合(%)	18.3	5.0	41.6	16.1	5.9	1.9	2.1	4.8	4.1	0.1	100.0

キ. 虐待者の年齢 (表 46)

虐待者の年齢階級は、「50-59歳」が22.7%と最も多く、次いで「70歳以上」が22.2%、「40-49歳」が18.8%の順であった。

表 46 虐待者の年齢

	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	不明	合計
人数	1,665	3,198	3,859	2,908	3,774	1,585	16,989
構成割合(%)	9.8	18.8	22.7	17.1	22.2	9.3	100.0

(8) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 47)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が34.9%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は55.1%であった。

※ 虐待への対応には、平成23年度の虐待判断事例のうち、平成24年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成24年度の虐待判断事例における被虐待者15,627人と一致しない。

表 47 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	6,794	34.9
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	10,716	55.1
現在対応について検討・調整中の事例	492	2.5
その他	1,453	7.5
合計	19,455	100.0

イ. 分離を行った事例の対応 (表 48)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が38.3%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が17.8%、「やむを得ない事由等による措置」が13.6%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った924人のうち、52.5%に当たる485人において面会を制限する措置が行われていた。

表 48 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,600	38.3
やむを得ない事由等による措置	924	13.6
面会の制限を行った事例	485	
緊急一時保護	790	11.6
医療機関への一時入院	1,212	17.8
その他	1,268	18.7
合計	6,794	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 49)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が49.9%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が28.1%、「経過観察(見守り)」が22.0%であった。

表 49 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	構成割合(%)
経過観察(見守り)	2,357	22.0
養護者に対する助言・指導	5,352	49.9
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	301	2.8
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	1,761	16.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,014	28.1
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	855	8.0
その他	1,713	16.0
合 計	15,353	—

(注) 構成割合は、分離していない事例における被虐待者 10,716 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が620人、「利用手続き中」が387人であり、これらを合わせた1,007人のうち、市町村長申立の事例は531人(52.7%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は396人であった。

(9) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成24年4月1日～平成25年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が10件10人、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」9件10人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」4件4人、「心中」1件1人、その他2件2人であり、合わせて26件27人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」4人(14.8%)、「女性」23人(85.2%)であった。年齢は、「75-79歳」と「90歳以上」がそれぞれ8人(29.6%)、「80-84歳」5人(18.5%)、「70-74歳」3人(11.1%)、「85-89歳」2人(7.4%)、「65-69歳」1人(3.7%)の順である。

加害者の性別は「男性」20人(74.1%)、「女性」7人(25.9%)であり、続柄は、多い順に「息子」11人(40.7%)、「娘」7人(25.9%)、「夫」6人(22.2%)、「孫」2人(7.4%)、「その他」1人(3.7%)であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「有」13人(48.1%)、「無」13人(48.1%)、「不明」1人(3.7%)であった。

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成24年度末の状況を調査した。全部で14の項目について回答を求め、その結果を表50に示す。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が80.8%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が80.4%と8割の市町村で実施されている一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が48.9%と半数以下に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表50 市町村における体制整備等に関する状況 (1,742市町村、平成24年度末現在)

		実施済み	未実施	23 実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成24年度中)	市町村数	1,407	335	1,396
	構成割合(%)	80.8%	19.2%	80.1%
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	市町村数	1,329	413	1,307
	構成割合(%)	76.3%	23.7%	75.0%
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	624	1,123
	構成割合(%)	64.2%	35.8%	64.5%
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	1,172	570	1,194
	構成割合(%)	67.3%	32.7%	68.5%
介護保険施設に法について周知	市町村数	1,026	716	1,048
	構成割合(%)	58.9%	41.1%	60.2%
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	1,062	680	1,027
	構成割合(%)	61.0%	39.0%	59.0%
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	1,258	484	1,208
	構成割合(%)	72.2%	27.8%	69.3%
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	878	864	861
	構成割合(%)	50.4%	49.6%	49.4%
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	852	890	845
	構成割合(%)	48.9%	51.1%	48.5%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	1,302	440	1,253
	構成割合(%)	74.7%	25.3%	71.9%

		実施済み	未実施	23 実施済み
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	983	759	948
	構成割合(%)	56.4%	43.6%	54.4%
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	1,128	614	1,044
	構成割合(%)	64.8%	35.2%	59.9%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	1,401	341	1,328
	構成割合(%)	80.4%	19.6%	76.2%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	1,380	362	1,318
	構成割合(%)	79.2%	20.8%	75.7%

#### 4. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

##### (1) 要介護施設従事者等による高齢者虐待

表 51 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係

		虐待種別					
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
認知症 高齢者 の日常 生活自 立度	なし／自立／Ⅰ (n=22)	人数	8	5	12	6	2
		構成割合(%)	36.4	22.7	54.5	27.3	9.1
	Ⅱ (n=34)	人数	19	5	17	3	1
		構成割合(%)	55.9	14.7	50.0	8.8	2.9
	Ⅲ (n=77)	人数	52	8	30	4	1
		構成割合(%)	67.5	10.4	39.0	5.2	1.3
	Ⅳ／M (n=30)	人数	24	1	12	1	0
		構成割合(%)	80.0	3.3	40.0	3.3	0.0
合計 (N=163)	人数	103	19	71	14	4	
	構成割合(%)	63.2	11.7	43.6	8.6	2.5	

(注) 入所系施設は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。

認知症の有無が不明のケースを除く。

表 52 施設種別ごとの虐待種別の関係

		虐待種別					
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
施設 種別	介護保険3施設 (n=118)	人数	71	12	53	6	1
		割合(%)	60.2	10.2	44.9	5.1	0.8
	GH・小規模多機能 (n=54)	人数	37	3	31	1	0
		割合(%)	68.5	5.6	57.4	1.9	0.0
	その他入所系 (n=68)	人数	38	15	21	12	4
		割合(%)	55.9	22.1	30.9	17.6	5.9
	居宅系 (n=23)	人数	3	2	10	0	10
		割合(%)	13.0	8.7	43.5	0.0	43.5
合計 (N=263)	人数	149	32	115	19	15	
	割合(%)	56.7	12.2	43.7	7.2	5.7	

(注) 「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。

表 53 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	合計
本調査での虐待者	人数	89	128	217
	割合(%)	41.0	59.0	100.0
介護従事者	人数	3,977	14,578	18,555
	割合(%)	21.4	78.6	100.0

(注) 性別は「不明」を除く。

(注) 「介護従事者」は、介護労働安定センター『平成24年度介護労働実態調査』による。

表 54 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢					合計	
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上		
性別	男性	人数	26	27	16	4	3	76
		割合(%)	34.2	35.5	21.1	5.3	3.9	100
	女性	人数	19	16	25	23	17	100
		割合(%)	19.0	16.0	25.0	23.0	17.0	100
合計		人数	45	43	41	27	20	176
		割合(%)	25.6	24.4	23.3	15.3	11.4	100

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護労働安定センター『平成 24 年度介護労働実態調査』

		年齢					合計	
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上		
性別	男性	割合(%)	22.9	42.7	18.4	10.9	5.0	100
	女性	割合(%)	10.3	20.6	30.8	27.5	10.7	100

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 55 被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=718)	人数	484	77	376	5	170
	構成割合(%)	67.4	10.7	52.4	0.7	23.7
要支援2 (n=989)	人数	643	155	478	4	234
	構成割合(%)	65.0	15.7	48.3	0.4	23.7
要介護1 (n=2,250)	人数	1,486	483	948	13	536
	構成割合(%)	66.0	21.5	42.1	0.6	23.8
要介護2 (n=2,280)	人数	1,454	615	839	8	487
	構成割合(%)	63.8	27.0	36.8	0.4	21.4
要介護3 (n=2,006)	人数	1,266	625	700	7	475
	構成割合(%)	63.1	31.2	34.9	0.3	23.7
要介護4 (n=1,453)	人数	868	523	396	6	358
	構成割合(%)	59.7	36.0	27.3	0.4	24.6
要介護5 (n=918)	人数	508	377	213	7	228
	構成割合(%)	55.3	41.1	23.2	0.8	24.8
合計 (N=10,614)	人数	6,709	2,855	3,950	50	2,488
	構成割合(%)	63.2	26.9	37.2	0.5	23.4

(注) 要介護度不明の 10 人を除く。

表 56 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度の深刻度の関係

		虐待の深刻度					合計	
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
要介護度	要支援1	人数	270	129	230	36	53	718
		構成割合(%)	37.6	18.0	32.0	5.0	7.4	100.0
	要支援2	人数	336	178	341	43	91	989
		構成割合(%)	34.0	18.0	34.5	4.3	9.2	100.0
	要介護1	人数	704	435	778	140	193	2,250
		構成割合(%)	31.3	19.3	34.6	6.2	8.6	100.0
	要介護2	人数	692	421	791	169	207	2,280
		構成割合(%)	30.4	18.5	34.7	7.4	9.1	100.0
	要介護3	人数	559	306	766	175	200	2,006
		構成割合(%)	27.9	15.3	38.2	8.7	10.0	100.0
	要介護4	人数	387	207	583	112	164	1,453
		構成割合(%)	26.6	14.2	40.1	7.7	11.3	100.0
	要介護5	人数	232	118	350	85	133	918
		構成割合(%)	25.3	12.9	38.1	9.3	14.5	100.0
	合計	人数	3,180	1,794	3,839	760	1,041	10,614
構成割合(%)		30.0	16.9	36.2	7.2	9.8	100.0	

(注) 要介護度不明の10人を除く。

表 57 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

		虐待種別					
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
認知症 高齢者の 日常生活 自立度	介護保険未申請・申 請中・自立 (n=4,971)	人数	3,416	799	2,352	30	1,169
		構成割合(%)	68.7	16.1	47.3	0.6	23.5
	要介護認定済み／認 知症なし・自立度 I (n=3,074)	人数	1,963	587	1,447	17	747
		構成割合(%)	63.9	19.1	47.1	0.6	24.3
	認知症自立度 II (n=3,454)	人数	2,202	901	1,299	15	838
		構成割合(%)	63.8	26.1	37.6	0.4	24.3
	認知症自立度 III 以上 (n=3,661)	人数	2,284	1,251	1,068	13	817
		構成割合(%)	62.4	34.2	29.2	0.4	22.3
	合計 (N=15,160)	人数	9,865	3,538	6,166	75	3,571
		構成割合(%)	65.1	23.3	40.7	0.5	23.6

(注) 介護保険申請状況、認知症の程度が不明のケースを除く。

表 58 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度の深刻度の関係

			虐待の深刻度					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
認知症 高齢者 の日常 生活自 立度	介護保険未申請・申請 中・自立	人数	1,626	871	1,666	302	506	4,971
		構成割合(%)	32.7	17.5	33.5	6.1	10.2	100.0
	要介護認定済み／認 知症なし・自立度Ⅰ	人数	1,034	553	1,037	176	274	3,074
		構成割合(%)	33.6	18.0	33.7	5.7	8.9	100.0
	認知症自立度Ⅱ	人数	1,019	612	1,283	235	305	3,454
		構成割合(%)	29.5	17.7	37.1	6.8	8.8	100.0
	認知症自立度Ⅲ以上	人数	995	544	1,392	312	418	3,661
		構成割合(%)	27.2	14.9	38.0	8.5	11.4	100.0
合計	人数	4,674	2,580	5,378	1,025	1,503	15,160	
	構成割合(%)	30.8	17.0	35.5	6.8	9.9	100.0	

(注) 介護保険申請状況、認知症の程度が不明のケースを除く。

表 59 虐待者の続柄と同別居の関係

			同別居関係					合計
			虐待者と 別居	虐待者と のみ同居	虐待者及 び他家族 と同居	その他	不明	
夫	人数	51	2,257	688	11	2	3,009	
	構成割合(%)	1.7	75.0	22.9	0.4	0.1	100.0	
妻	人数	15	509	188	4	0	716	
	構成割合(%)	2.1	71.1	26.3	0.6	0.0	100.0	
息子	人数	869	3,133	2,157	61	7	6,227	
	構成割合(%)	14.0	50.3	34.6	1.0	0.1	100.0	
娘	人数	412	928	922	18	4	2,284	
	構成割合(%)	18.0	40.6	40.4	0.8	0.2	100.0	
息子の配偶者 (嫁)	人数	46	43	506	3	0	598	
	構成割合(%)	7.7	7.2	84.6	0.5	0.0	100.0	
虐待者 続柄 娘の配偶者 (婿)	人数	23	14	153	0	0	190	
	構成割合(%)	12.1	7.4	80.5	0.0	0.0	100.0	
兄弟姉妹	人数	79	113	84	7	0	283	
	構成割合(%)	27.9	39.9	29.7	2.5	0.0	100.0	
孫	人数	87	130	317	3	1	538	
	構成割合(%)	16.2	24.2	58.9	0.6	0.2	100.0	
その他	人数	218	198	106	16	1	539	
	構成割合(%)	40.4	36.7	19.7	3.0	0.2	100.0	
不明	人数	3	1	3	1	1	9	
	構成割合(%)	33.3	11.1	33.3	11.1	11.1	100.0	
複数虐待者	人数	149	420	635	28	2	1,234	
	構成割合(%)	12.1	34.0	51.5	2.3	0.2	100.0	
合計	人数	1,952	7,746	5,759	152	18	15,627	
	構成割合(%)	12.5	49.6	36.9	1.0	0.1	100.0	

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者1人に対して虐待者が複数いる場合は、「複数虐待者」とした。

表 60 虐待者の年齢(10 歳刻み)と続柄の関係

		虐待者の続柄					合計
		夫	妻	息子	娘	その他	
40 歳未満	人数	2	1	577	229	856	1,665
	構成割合(%)	0.1	0.1	34.7	13.8	51.4	100.0
40-49 歳	人数	7	8	1,965	802	416	3,198
	構成割合(%)	0.2	0.3	61.4	25.1	13.0	100.0
50-59 歳	人数	24	27	2,407	851	550	3,859
	構成割合(%)	0.6	0.7	62.4	22.1	14.3	100.0
60-69 歳	人数	323	187	1,342	456	600	2,908
	構成割合(%)	11.1	6.4	46.1	15.7	20.6	100.0
70 歳以上	人数	2,614	580	134	60	386	3,774
	構成割合(%)	69.3	15.4	3.6	1.6	10.2	100.0
不明	人数	144	50	646	334	411	1,585
	構成割合(%)	9.1	3.2	40.8	21.1	25.9	100.0
合計	人数	3,114	853	7,071	2,732	3,219	16,989
	構成割合(%)	18.3	5.0	41.6	16.1	18.9	100.0

(注)「その他」は、息子の配偶者(嫁)、娘の配偶者(婿)、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計。

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待確認件数との関係

① 取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 61 取組項目の分類

グループ	取組項目
周知・啓発・教育	居宅介護サービス事業者に法について周知 介護保険施設に法について周知 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
体制・施策強化	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化。 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成

② 取組状況による市町村の分類

① で分類した類似の取組項目の 3 グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組合せにより、次の 8 つのグループに分類した。

G1: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以下のグループ。

G2: 取組項目の 3 グループのうち、「周知・啓発・教育」、「ネットワーク」が平均以下で、「体制・施策強化」が平均以上のグループ。

G3: 取組項目の 3 グループのうち、「周知・啓発・教育」、「体制・施策強化」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ。

G4: 取組項目の 3 グループのうち、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」、「体制・施策強化」が平均以上のグループ。

G5: 取組項目の 3 グループのうち、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」、「体制・施策強化」が平均以下のグループ。

G6: 取組項目の 3 グループのうち、「周知・啓発・教育」、「体制・施策強化」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ。

G7: 取組項目の 3 グループのうち、「周知・啓発・教育」、「ネットワーク」が平均以上で、「体制・施策強化」が平均以下のグループ。

G8: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以上のグループ。

表 62 取組状況による市町村分類

	市町村数	構成比	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			周知・啓発・教育	ネットワーク	体制・施策強化	人口 (平均値)	高齢化率 (平均値)	地域包括あ たり高齢者 人口 (平均値)
G1(すべて平均以下)	391	22.4%	▼	▼	▼	23,150.6 人	30.6%	4861.5 人
G2	94	5.4%	▼	▼	△	74,312.9 人	28.3%	8588.4 人
G3	154	8.8%	▼	△	▼	28,190.8 人	30.6%	4739.3 人
G4	127	7.3%	▼	△	△	73,410.9 人	28.4%	7064.6 人
G5	185	10.6%	△	▼	▼	53,763.7 人	29.3%	6767.8 人
G6	134	7.7%	△	▼	△	106,230.9 人	26.2%	9155.4 人
G7	128	7.3%	△	△	▼	45,223.0 人	30.1%	6567.7 人
G8(すべて平均以上)	529	30.4%	△	△	△	129,585.3 人	27.7%	9105.1 人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組項目が市町村全体の平均以下をさす。

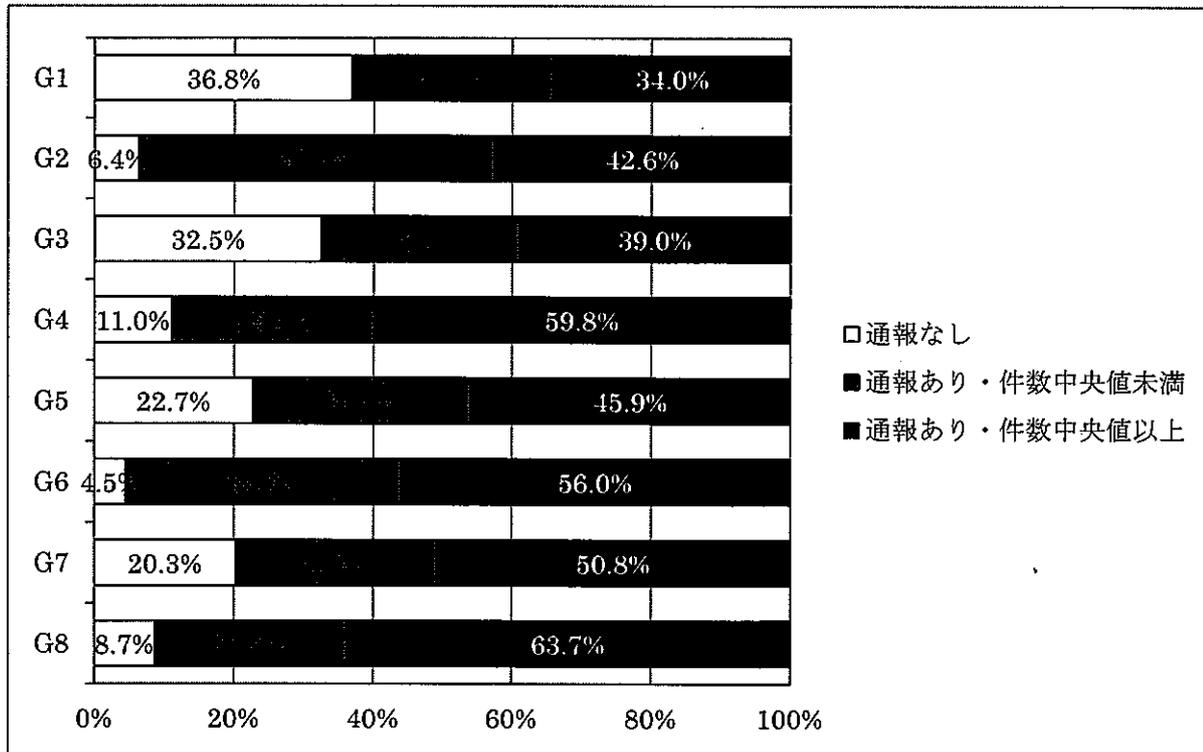
③ 取組の 8 グループと相談・通報件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 63 8グループにおける相談・通報件数の状況

			相談・通報件数の分布			合計
			通報なし	通報あり・ 件数中央値 未満	通報あり・ 件数中央値 以上	
市区町村 グループ	G1	市町村数	144	114	133	391
		割合	36.8%	29.2%	34.0%	100%
	G2	市町村数	6	48	40	94
		割合	6.4%	51.1%	42.6%	100%
	G3	市町村数	50	44	60	154
		割合	32.5%	28.6%	39.0%	100%
	G4	市町村数	14	37	76	127
		割合	11.0%	29.1%	59.8%	100%
G5	市町村数	42	58	85	185	
	割合	22.7%	31.4%	45.9%	100%	
G6	市町村数	6	53	75	134	
	割合	4.5%	39.6%	56.0%	100%	
G7	市町村数	26	37	65	128	
	割合	20.3%	28.9%	50.8%	100%	
G8	市町村数	46	146	337	529	
	割合	8.7%	27.6%	63.7%	100%	
合計	市町村数	334	537	871	1,742	
	割合	19.2%	30.8%	50.0%	100%	

図1 8グループにおける相談・通報件数の状況



④ 取組の 8 グループと虐待確認件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待確認件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析

表 64 8 グループにおける虐待確認件数の状況

			虐待判断件数の分布			合計
			虐待なし	虐待あり・ 件数中央値 未満	虐待あり・ 件数中央値 以上	
市区町村 グループ	G1	市町村数 割合	186 47.6%	79 20.2%	126 32.2%	391 100%
	G2	市町村数 割合	14 14.9%	34 36.2%	46 48.9%	94 100%
	G3	市町村数 割合	64 41.6%	27 17.5%	63 40.9%	154 100%
	G4	市町村数 割合	20 15.7%	28 22.0%	79 62.2%	127 100%
	G5	市町村数 割合	61 33.0%	43 23.2%	81 43.8%	185 100%
	G6	市町村数 割合	15 11.2%	43 32.1%	76 56.7%	134 100%
	G7	市町村数 割合	36 28.1%	32 25.0%	60 46.9%	128 100%
	G8	市町村数 割合	71 13.4%	118 22.3%	340 64.3%	529 100%
合計	市町村数 割合	467 26.8%	404 23.2%	871 50.0%	1,742 100%	

図 2 8 グループにおける虐待確認件数の状況

